

第1 目的

佐賀県では、県内のIT産業における新たなビジネス創出や非IT産業におけるDXを推進するため、令和2年度から「SAGA Smart Samurai～ゼロから学ぶプログラミング塾～」や「SAGA Smart Ninja～イチから学ぶノーコード教室～」といった各種IT人材養成プログラムを実施しており、これまでに約700名が受講したが、今後は、これらの人材の活躍の場を提供することで県内産業の更なるDX推進につなげていく必要がある。

このため、その一環として、ITスキルを生かした起業や複業等を志向する者に向けた各種プログラムを実施することで、起業や複業等にチャレンジしやすい環境を整備することを目的とする「SAGA Smart Terakoya」を実施する。

このことを通じて、県内IT人材が県内企業のDX支援を行う「ITスキルの地産地消」を目指す。

第2 業務委託の内容

1 セミナーやイベント等の実施

(1) セミナーやイベント等については、次の「ア」から「コ」に掲げる要件を満たすこと。

ア 起業・複業等志望者を対象として、起業・複業等に必要な基礎知識やマインドセット等を学ぶことを目的とした取組を実施すること。

イ 県内企業や起業家・フリーランサー等との交流や起業・複業等志望者によるコミュニティ形成を通じて、自身のビジネスモデルに対する深耕等に繋がる取組を実施すること。

セミナーやイベント等の参加者同士が気軽に交流できる場を提供し、コーディネーターとして参加者同士の繋ぎ合わせやチーム形成に必要な人材や機関との引き合わせ、これらに関する相談等に応じること。

なお、実施に当たっては、以下の内容を盛り込むこと。

- ・ 主に県内企業を対象にサポート企業を募り、受講者等との接点構築を促すこと。
- ・ 第一線で活躍する起業家・フリーランサー等との交流やビジネスモデルを紹介する場を定期的に設定すること。

ウ 県内の地域や企業の課題等を題材としたフィールドワークを実施すること。

エ 上記「ア」から「ウ」に掲げるセミナーやイベント等を委託事業実施期間中に10回以上実施すること。

オ 委託期間中は、「ア」から「ウ」のセミナーやイベント等に参加した者からの質問対応等のサポートを行うこと。

対応可能なサポートの範囲については、提案書に具体的に記載すること。

カ 対象者は、以下の①及び②をすべて満たす者。

- ① 現に県内に在住又は就業、若しくは県内での起業や県内への移住を予定している者。
- ② SAGA Smart Samurai、SAGA Smart Ninjaの修了生など、DX・ITについて、一定の知識

やスキルを有する者。

キ セミナーやイベント等の講師は、地域人材の活用も検討すること。

ク 複業人材等の活用に意欲的な県内企業等にも幅広く参加を促し、参加者と県内企業との接点構築、協業機会の提供に努めること。

ケ 県内の商工団体、金融機関、佐賀県産業スマート化センター、スタートアップ関連機関等と十分な連携を図り、その機能や施設の効果的活用に努めること。

コ セミナーやイベント等は、県内に所在するいずれかの会場でのオフライン開催、WEB 会議システムを用いたオンライン開催など、参加者にとって最適な開催方法で実施すること。

(2) 参加者の募集及び選定

参加者の募集及び選定方法は、受託者の任意とするため、提案書に具体的に記載すること。なお、迷惑行為等によりセミナーやイベント等の開催に支障があると認められる受講希望者については、県との協議の上、受講を拒むことができる。

(3) オンラインコミュニケーションツールの活用

受講者を対象に、オンラインコミュニケーションツールを用いたコミュニティを設けること。

このコミュニティにおいては、県からの情報提供、コミュニティ参加者同士のつながり作りや情報交換ができるものとなるよう工夫すること。なお、このコミュニティは、県の協力を得ながら設置・運営することとし、事業終了後は県に引き継ぐこと。

第3 事業の実施に係る留意事項

1 セミナーやイベントの実施について

参加者のとりまとめ、講師との調整やセミナーやイベントの運営に必要な業務、備品・消耗品等の調達、運営スタッフの派遣、会場の運営及び撤去、当日の開催記録等については、すべて受託者の責任において行うこと。

2 各種広報について

(1) ホームページの作成

セミナーやイベント等の内容、募集内容、応募フォーム等をホームページに盛り込むこと。

(2) SNS の活用

広報の手段として SNS を活用し、講座開始後も本事業の取組を定期的に発信すること。

(3) 受託者は、本事業に従事する講師等に対し、守秘義務や個人情報保護法（平成 15 年法律第 57 号）等を遵守させるとともに、事業の目的もしくは内容を逸脱した行為を行わないよう適切な業務管理を行うこと。

第4 委託期間

契約締結の日から令和 7 年 2 月 28 日まで

第5 事業の報告について

委託業務完了後、速やかに委託業務完了報告書をデータで提供するものとする。

第6 その他

- (1) 本事業に関する事務は、受託者が行うこと。
- (2) 本業務の実施にあたっては県と十分に協議し、県の下承を得て行うこととし、受託者は、事業の実施状況について適宜県に報告すること。
- (3) 受託者が、本業務委託により新たに制作した制作物の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む）等の知的財産権は、県及び受託者の共有（持分均等）とし、いずれの当事者もその行使について相手方への合意を得たものとして支払いの義務を負うことなく、第三者への利用許諾を含め、かかる共有著作権を行使することができるものとする。また、受託者は、発注者のかかる利用について著作人格権を行使しないものとする。
- (4) 制作物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、それぞれの著作権者と協議の上、利用を行うこととする。二次利用についても同様とする。
- (5) 制作物に係る著作権・肖像権処理等に関して第三者と紛争が生じたときは、受託者は直ちにこれを県に報告し、受託者の責任と費用負担において解決するものとする。
- (6) 本事業の一部を第三者に再委託する場合には、あらかじめ県に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法、その他必要な事項を報告し、承認を得ること。
なお、業務の統括及び講座の企画・運営に係る業務は、本業務の中核となる業務であるため、再委託を認めない。
- (7) 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。
- (8) 本仕様書は、業務の内容について示すものであるが、業務の性格上、当然に実施しなければならないものについてはもちろん、この仕様書に記載のない事項であっても、県と受託者が協議して定めた事項についてはこれを遵守し、業務の遂行に当たらなければならない。また、業務の実施に当たっては責任者を明確にし、県の職員等関係者と連絡を密にし、遺漏の無いようにすること。
- (9) 本事業の実施にあたり、講座受講者等との間に発生したトラブルに対しては、受託者が責任をもって対処すること。
- (10) 受託者は、本業務に係る契約の終了に伴い、他者に業務の引継ぎを行う必要が生じたとき県が判断した場合には、県の指示を仰ぎながら、受講者の利便性を損なわないよう、事前に必要な措置を講じるとともに、円滑な引継ぎを行うものとする。
なお、具体的な内容については、受託者と県の協議によることとする。